

豊明市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、豊明市監査基準に準拠して定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年6月25日

豊明市監査委員

井 上 新

三 浦 桂 司

1 監査の対象

市民生活部 共生社会課

市民生活部 防災防犯対策課

2 監査の期間

令和8年1月28日から令和8年2月19日まで

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに執行した事務事業

4 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

5 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 集会所改修等補助金の支出事務において、実績報告書の確認に不備が見受けられたので留意されたい。(共生社会課)
- (2) 集会所改修等補助金の支出事務において、手順の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(共生社会課)
- (3) 特殊詐欺対策電話機購入費補助金の支出事務において、手順の一部に不備

- が見受けられたので留意されたい。(防災防犯対策課)
- (4) 消防施設整備事業の支出事務において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(防災防犯対策課)

7 監査の対象

行政経営部 企画政策課
行政経営部 秘書広報課

8 監査の期間

令和8年3月3日から令和8年3月25日まで

9 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年1月31日までに執行した事務事業

10 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

11 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

12 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託の契約書において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(企画政策課)
- (2) ひまわりバス車両購入の契約事務において、業者選定調書の作成伺書に一部不備が見受けられたので留意されたい。(企画政策課)
- (3) ヘビークレーム研修委託の契約事務において、見積書提出封筒に一部不備が見受けられたので留意されたい。(秘書広報課)